

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針

前期選抜

前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色をふまえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）のいずれか又は両方を受験することができるものとする。

前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。

1 特色選抜

特色選抜は、各高等学校が自校の特色に応じてどのような受験生に志願してほしいかを選抜方法と併せて明示し、受験生は、それに応じて自分の志願したい高等学校を主体的に選択し出願できる選抜とする。選抜に当たっては、受験生の個性や学ぶ意欲を重視するとともに、自校の特色に応じた選抜となるよう選抜資料を活用し、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、特色選抜の性格をより明確にするため、各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、より具体的な記載を可能とする。

- (1) 選抜に当たっては、志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とする。なお、各高等学校の判断により、学校の特色や学科の特性に応じて、小論文（又は作文）、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料に加えることができるものとする。
- (2) 特色選抜においては、各高等学校が自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、受験生を多面的・多角的に評価するための資料の一つとして特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果を積極的に活用するものとする。
- (3) 特色選抜の定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で、各高等学校が、その特色や学科の特性に応じて設定するものとする。
- (4) 可否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。

2 一般選抜

一般選抜は、中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜とする。選抜に当たっては、学力検査の成績、調査書の審査結果を資料とし、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料とし、各学校の特色、学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、各学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができるものとする。
また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できるものとする。
- (2) 一般選抜の可否判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。
ただし、各高等学校が自校の特色化を図るために必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるものとする。
- (3) 一般面接については、各高等学校の判断により実施できるものとする。

後期選抜

後期選抜は、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）により定員（併設型中高一貫教育校における高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校から当該高等学校への入学を志願する者の数を除いた数とする。）を充足しない高等学校において実施するものとし、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願できる選抜とする。

選抜に当たっては、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結

果を資料として、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は出願できないものとする。

- 1 選抜に当たっては、調査書の成績とともに、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を十分に精査する。
- 2 前期選抜に係る学力検査の成績は、後期選抜の資料とはしないものとする。
- 3 後期選抜における面接は、受験生の学ぶ意欲をみる内容とともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

なお、併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者については、各選抜に出願することはできないものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について

- 1 令和4年度県立高等学校入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者に配慮し、受験機会を確保する。
 - (1) 前期選抜及び追検査等において、受験できないこととされた者を対象に、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程を設定する。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜において、受験できないこととされた者を対象に、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程を設定する。

※1 特色選抜における出願要件について

特色選抜の「志願してほしい生徒像」の記載においては、従前のおり、大会実績や資格取得等を出願要件とすることができる。

※2 学力検査の出題範囲は縮小しない。

中学校における新学習指導要領への移行に伴う出題範囲の配慮について

- 1 令和4年度県立高等学校入学者選抜においては、中学校における新学習指導要領への移行に伴い、中学校卒業見込みの者と中学校卒業者との間に、国語と数学で学習内容に差が生じていることから、次のように学力検査の出題範囲について配慮をし、公平性を確保する。
 - (1) 国語においては、移行措置によって追加して指導することとなった都道府県名に用いる漢字20字※の読みと書きを出題範囲に含める。
 - ※ 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜
 - (2) 数学においては、「累積度数」、「四分位範囲」、「箱ひげ図」を出題範囲から除外する。